

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【公表番号】特表2015-508189(P2015-508189A)

【公表日】平成27年3月16日(2015.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-017

【出願番号】特願2014-558983(P2014-558983)

【国際特許分類】

G 02 F 1/15 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/15

G 02 F 1/15 5 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月25日(2016.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のエレクトロクロミックゾーンと、

第2のエレクトロクロミックゾーンと、

第3のエレクトロクロミックゾーンと、

前記第1および前記第2のエレクトロクロミックゾーンに隣接して接続される第1の共通バスバーであって前記第3のエレクトロクロミックゾーンには接続されない第1の共通バスバーと、

前記第2および前記第3のエレクトロクロミックゾーンに隣接して接続される第2の共通バスバーであって前記第1のエレクトロクロミックゾーンには接続されない第2の共通バスバーと、を備え、

前記第1、前記第2および前記第3のエレクトロクロミックゾーンは独立に制御可能であることを特徴とするエレクトロクロミックデバイス。

【請求項2】

前記第1、前記第2および前記第3のエレクトロクロミックゾーンのうちの少なくとも2つは同じ表面積を有することを特徴とする請求項1に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項3】

前記第1、前記第2および前記第3のエレクトロクロミックゾーンのうちの少なくとも2つは異なる表面積を有することを特徴とする請求項1に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項4】

前記第1のエレクトロクロミックゾーンに隣接して接続される第1のバスバーであって前記第2のエレクトロクロミックゾーンにも前記第3のエレクトロクロミックゾーンにも電気的に接続されない第1のバスバーと、

前記第3のエレクトロクロミックゾーンに隣接して接続される第2のバスバーであって前記第1のエレクトロクロミックゾーンにも前記第2のエレクトロクロミックゾーンにも電気的に接続されない第2のバスバーと、をさらに備えることを特徴とする請求項1から3のいずれか1項に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 5】

前記第1のエレクトロクロミックゾーンは、前記第1のバスバーと前記第1の共通バスバーとの間に設けられた唯一のエレクトロクロミックゾーンであり、

前記第2のエレクトロクロミックゾーンは、前記第1の共通バスバーと前記第2の共通バスバーとの間に設けられた唯一のエレクトロクロミックゾーンであり、

前記第3のエレクトロクロミックゾーンは、前記第2の共通バスバーと前記第2のバスバーとの間に設けられた唯一のエレクトロクロミックゾーンであることを特徴とする請求項4に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 6】

前記第1の共通バスバーは前記第1および前記第2のエレクトロクロミックゾーンにのみ接続され、前記第2の共通バスバーは前記第2および前記第3のエレクトロクロミックゾーンにのみ接続されることを特徴とする請求項4または5に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 7】

前記第1、前記第2および前記第3のエレクトロクロミックゾーンは単一基板上の共面構成を有することを特徴とする請求項1から6のいずれか1項に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 8】

前記第1のバスバー、前記第2のバスバー、前記第1の共通バスバーおよび前記第2の共通バスバーは、実質的に互いに平行である請求項4から6のいずれか1項に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 9】

前記第1の共通バスバーおよび前記第2の共通バスバーは実質的に前記第2のエレクトロクロミックゾーンの長さにわたって設けられることを特徴とする請求項1から8のいずれか1項に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 10】

前記単一基板は、ガラス、プラスチック、および同じまたは異なる材料のうちの2つの材料の積層体、からなる群から選択されることを特徴とする請求項7に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 11】

前記単一基板は窓ガラスまたは窓アセンブリの一部であることを特徴とする請求項10に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 12】

前記単一基板は断熱ガラスユニットの一部であることを特徴とする請求項10に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 13】

前記第1、前記第2および前記第3のエレクトロクロミックゾーンのそれぞれは、

エレクトロクロミック層または対向電極層のうちの一方を含む第1の電極層と、

前記エレクトロクロミック層または前記対向電極層のうちの他方を含む第2の電極層と

前記第1の電極と前記第2の電極との間でイオンを伝導するためのイオン伝導体層と、

第1の導電層と、

第2の導電層と、を備え、

前記第1の電極、前記第2の電極および前記イオン伝導体層は前記第1の導電層と前記第2の導電層との間に挟まれることを特徴とする請求項1から12のいずれか1項に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 14】

前記第1、前記第2および前記第3のエレクトロクロミックゾーンならびに前記第1および前記第2の共通バスバーは、積層体の一部である単一基板に取り付けられていることを特徴とする請求項1から13のいずれか1項に記載のエレクトロクロミックデバイス。

【請求項 15】

前記第1の共通バスバーは前記第1の導電層および前記第2の導電層のうちの一方に接続され、

前記第2の共通バスバーは前記第1の導電層および前記第2の導電層のうちの他方に接続されることを特徴とする請求項13に記載のエレクトロクロミックデバイス。